

外国人技能実習制度

ともに育つ、
ともに未来へ。

あおば国際協同組合は技能実習生と
企業の成長をサポートします。

受入可能国

ベトナム、インドネシア

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

実習生は、実習実施者（受入れ企業様）と雇用関係を結び、実践的な能力を高めるために3年間（最長5年）の技能実習に入ります。

Aoba International Cooperative Society

あおば国際協同組合

TEL : 0178-32-6672

FAX : 0178-32-6673



あおば国際協同組合

受入のメリット



受入可能枠

企業は実習生受入を毎年出来ますので3年間で受入枠の3倍の実習生を招聘する事が可能となります。



社内、職場の活性化、社員の定着率向上

やる気溢れる実習生を受け入れることにより職場が明るくなり活性化されます。従業員も「技術を教える事」に誇りを持ち、自分の仕事にも良い影響を及ぼします。



社内の国際化・海外展開

従業員が技能実習生との交流を経験する事により、社内の国際化が進みます。海外拠点を作るときには自社の技術習得人材を確保できます。

受入可能人数枠

常勤職員総数（パート除く）	技能実習生受入れ人数枠	
	基本人数	優良実習実施者※
30人以下	3人	6人
31人以上～40人以下	4人	8人
41人以上～50人以下	5人	10人
51人以上～100人以下	6人	12人
101人以上～200人以下	10人	20人
201人以上～300人以下	15人	30人
301人以上	常勤職員数の5%	常勤職員数の10%

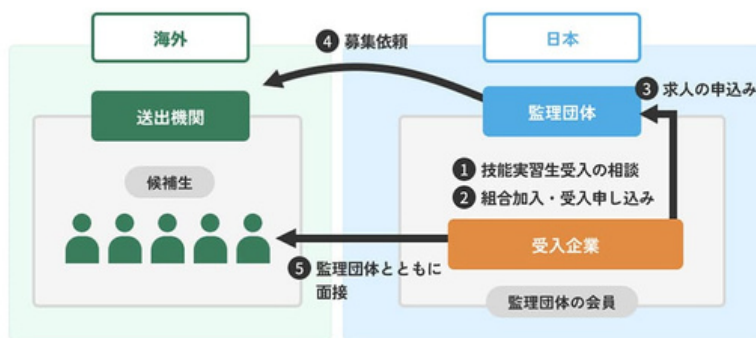
- 【優良実習実施者の要件】**
1. 技能等の修得等に係る実
 2. 技能実習を行わせる体制
 3. 技能実習生の待遇
 4. 法令違反・問題の発生状況
 5. 相談・支援体制
 6. 地域社会との共生



受入申し込みから帰国まで

Step1. 申込み～面接

- 1 技能実習生受入の相談（制度内容、職種、人数等）
- 2 組合加入・受入申し込み（出資金）
- 3 監理団体（あおば国際協同組合）へ求人申し込み
- 4 監理団体から送出機関へ候補生の募集を依頼
- 5 海外で現地面接又はWEB面接を実施、合格者選出



6
ヶ月

Step2. 申請～入国

●技能実習計画作成準備

入国前講習期間

審査中、候補生は母国にて講習を受講

- 1 技能実習計画認定申請
- 2 外国人技能実習機構にて審査
- 3 技能実習計画認定通知書取得
- 4 在留資格認定証明書交付申請
- 5 在留資格認定証明書取得
- 6 査証(ビザ)取得
- 7 技能実習生入国

Step3. 入国後～帰国

入国後約1か月の講習を受講し、企業にて実習開始。

3年間の実習期間中に技能検定試験または技能評価試験の合格を目指す。

さらに、4年目・5年目を希望する場合は、一旦帰国（1ヶ月以上）した後に再入国するか、4年目の間に1ヶ月以上の一時帰国を実施。



技能実習手続きの流れ

① 海外現地面接

企業からの求人に基づいて、(基本的に) 企業担当者と組合職員と一緒に現地へ出向き面接を行います。

実際に日本語で会話したり企業指定の技能テスト、体力テストを目の前で確認できます。



② 日本入国前準備

合格した実習生は4ヶ月間の日本語勉強を行い入国準備に入ります。日本への入国を楽しみに毎日一生懸命日本語の勉強及び日本の生活を学びます。

会社で使用する工具の名前、よく使う専門用語、入社前までに覚えてほしい事などございましたら資料等を頂ければ、入国前に母国語で説明、勉強させることも可能です。



③書類準備

技能実習を行わせるための技能実習計画認定申請を外国人技能実習機構へ提出します。

書類の作成は当組合で行いますのでご安心ください。

書類作成に必要な会社謄本、役員の方の住民票の取得などは受入れ企業様にお願いします。

日本へ入国するための在留資格認定証明書の交付申請を入国管理局へ提出します。

入国管理局からの許可後、現地日本大使館においてVISAの発給、航空機チケットの手配をします。

※人選完了後、入国まで6か月の時間を要します。書類作成、申請手続き、現地との連絡調整は全て当団体にお任せください。

④日本入国後の講習（約1か月間）

実習生は日本に入国後、企業への即日配属は法律で禁止されています。

入国後、約1か月間、講習を組合の委託を受けた学校、又は組合が委託する教育施設にて行わなくてはなりません。ここで、日本文化・日本語・道路交通法・消防法・専門用語・労働基準法等々をしっかりと学びます。

特にゴミの分別は自治体により異なりますので技能実習生が配属される市町村の分別方法を教えます。

⑤企業への配属

講習終了後、組合は企業に配属を行い、技能実習生（労働者）となります。技能実習生は労働者扱いですので残業等は可能ですが36協定届けの範囲内とする必要があります。

賃金も都道府県の最低賃金法が適応になりますので法律の厳守をお願いいたします。

⑥企業（実習実施者）の役割

修得した技能等の評価（技能検定または技能評価試験の実施）

企業（実習実施者）は、技能実習生が技能等をどの程度修得しているかについて、技能実習生が「第1号」「第2号」「第3号」の技能実習期間を終了する前に、技能検定や資格試験の活用などによって確認することが必要です。

⑦実習生帰国

実習期間を満了した実習生は元気に帰国していきます。



⑧ 技能実習生の寮について

【技能実習生の寮にはいくつかのルールがあります】

- 寝室について、床の間・押入れを除き1人当たり4.5㎡以上を確保すること
※4.5平米=3畳。6畳間であれば2名、9畳間であれば3名1室とすることが可能)
- 火災発生に備え、消火設備（消火器等）を設置していること
- 私有物収納設備（鍵付きロッカー等）を設置していること
※財布、通帳、パスポートなどの身の回り品を収納できる容量があり、施錠可能で持出不可なもの
- 実習生から寮費を徴収することは出来るが、実費の範囲内での徴収額であること
例1 賃貸アパートの場合
月額賃料60,000円÷入居者4名=15,000円を上限として徴収可能
例2 会社所有の物件の場合
建設費（購入費）+増改築費1,500万円÷耐用年数22年÷入居者4名=14,204円を上限として徴収可能
- 水道光熱費は毎月固定額を徴収もしくは実費額を徴収可能
※毎月固定額を徴収する場合、実際の金額を入居人数で除した金額以上徴収することは出来ません
- 生活に必要なものの準備
※家電、家具、寝具、調理器具、掃除道具など、入居開始までにご準備いただく必要があります
それぞれの購入金額を耐用年数と使用する人数で除した金額内で徴収することも可能です
実際に必要となるものは以下のとおりです

家電類
・冷蔵庫 ・洗濯機 ・電子レンジ ・炊飯器 ・冷暖房機器 ・ガスまたはIHコンロ ・掃除機（できれば紙パック式ではないもの） ・テレビ（余っているものがあれば）
生活用品
・ティッシュ ・布団、毛布、枕等の寝具一式 ・スリッパ ・カーテン ・傘 ・掃除用具・家具類（テーブル、いす、食器棚等） ・衣類収納（カラーボックス、たんす等） ・自転車（人数分あればありがたいです）
台所用品
・包丁 ・まな板 ・フライパン ・鍋 ・その他調理器具（おたま、やかん等） ・食器類・食器洗い洗剤、スポンジ
風呂、トイレ用品
・トイレットペーパー ・トイレの掃除用具 ・シャンプー、リンスボデーソープ等・風呂の掃除用具 ・バスタオル ・バスマット
洗濯用品
・選択物干し、物干し竿 ・洗濯洗剤 ・ハンガー、洗濯ばさみ ・洗濯かご
Wi-Fi環境
※技能実習生はWi-Fi環境下でしかインターネットに接続できません。利用料金を利用人数で除した金額を徴収することも可能です
その他、初回給料日までであるとありがたいもの
・米 ・野菜 ・卵 ・肉類 ・その他食料品

洗剤、ティッシュ、トイレットペーパーなどの消耗品は、初回だけで構いません。以降は技能実習生が自ら購入します。

当組合の強み

【地域密着型の安心サポート】

→ **組合担当者、通訳者が近くにいることで素早い対応が可能**
トラブルはいつも突然起こります

【常駐通訳者の確保】

→ **技能実習生を受入れ、3年間の実習を健康で実りあるものにするためには通訳者の存在は欠かせません**

常駐の通訳者が技能実習生からの相談を24時間受付。日本人職員に情報を随時共有し適切に対応します。

【経験豊富な職員による監理体制】

→ **豊富な経験と確かなスキルで受入れ企業様をサポート**

技能実習生を受入れることによって生じる業務負担を徹底的に排除。受入れの担当者になられた方の負担が少しでも軽減されるように努めます。技能実習生を受入れると、作成・保管する必要のある書類がとても多いです。当組合で使用している保管ファイルは一冊に全てまとまるオールインワン型！受入れ企業様はもちろん、技能実習機構や入国管理局が立ち入り検査に入った際にも非常に高い評価を頂いております。

技能実習生を受け入れるにあたって

人材から人財へ

「外国人だから仕方が無い」「言葉が通じないから」と諦めるのではなく、どうすれば理解し合えるのかを共に考えていきましょう。

私たちあおば国際協同組合が全力でサポートさせていただきます。

入国当初は日本語が上手では無かった技能実習生も、毎日の技術指導やコミュニケーションを通じ、日々成長していきます。

文化の違いを尊重し、思いやりを持って接することで必ず会社にとって必要な人財へと成長するはずです。

実習期間を満了し母国へ帰るその日まで、共に歩んでいきましょう。

組合概要

名称：あおば国際協同組合

設立年月日：平成13年12月5日

本部：青森県八戸市根城5-14-24

代表理事：佐藤 学

許可省庁：法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構、青森県

事業内容：

- (1) 組合員の取り扱う事務用機器等の共同購買事業
- (2) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業
- (3) 外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業
- (4) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業
- (5) 特定技能外国人に係る職業紹介事業
- (6) 組合員のためにする共済事業の代理業務
- (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (8) 組合員の福利厚生に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

受入可能国：

ベトナム、インドネシア

順次拡大予定

地区：北海道、青森県、岩手県、宮城県

Aoba International Cooperative Society

あおば国際協同組合

〒039-1166 青森県八戸市根城5-14-24

TEL：0178-32-6672

FAX：0178-32-6673